

1 国民的融合論批判と部落解放理論（補遺）

特集1

国民的融合論批判と部落解放理論（補遺）

大賀正行

着がつかないとの考へで書いたものです。
しかし、解放同盟の綱領前文の検討をやつておる中で、
さらに追加説明が必要だと思うようになり、今回はその点
について述べてみたいと思います。

一、はじめに

昨年の暮れに、『部落解放研究』第三七号で「国民的融合論批判と部落解放理論」という報告論文を書きおした。

これは、『部落問題論究』第八号での杉之原論文（注）解

放同盟中央本部理論委員会等での議論に対し、これまでの主張を集約する形で反論を加えてきた論文で、それなりにきめ細やかに論じた論文です。是非とも一読していただきたいと思います（註）の批判とそれを通して、私なりの積極的な見解を展開していく所存です。そして、これはまた、解放同盟の綱領前文改正を巡っての議論にもかかわっています。

明治維新の評価や明治以後の身分制の問題について、根本的な議論なれば、「部落問題の正しいといえ方」の決

二、杉之原氏の矛盾と混乱

もう一度、杉之原氏の批判の要約からはじめていたいと思います。氏は『部落問題論究』第八号に載った「『解説』の理論的混迷の深化」の中で次のように述べています。

ここに例示した「国民的融合論批判」に共通にみられる特徴は、馬原鉄男氏も指摘しているように「そのいずれもが国民融合論の主張を勝手にねじまげたうえで、彼らにとって批判しやすい虚像をデッчиあげてい

る」という点にある。右の大賀氏の「国民的融合論批判」から明らかなように、彼らによると、国民融合論は部落差別を単なる封建的身分遺制の問題としてのみとらえ、日本資本主義の階級支配や搾取・収奪とのかかわりにおいて部落問題をとらえるという階級的視点を欠落させ、資本主義の発展とともに部落差別は自然に解消するとしているのである。しかしこれは、国民融合論に対する意識的な歪曲である。

われわれがこの数年来、創造的に發展させ深化させてきた国民融合論の骨子は、およそ次のようによく約することができる。

「つまり、「大賀らの批判はあたっていない」「書っていなごとを書いてて批評している」というのです。勝手にデッヂあげて批判しているのです。ということは、「我々の理論はなんにも、單なる封建遺制論でもない、それから階級的視点、資本主義の問題は十分に見ていろ」と言つておるわけなんですね。あれ?と思いませんか。杉之原氏は統いて、後の方で、「われわれは、資本主義の發展・高度化とともに部落差別が自然に解消するなどと述べたことはまったくなく、むしろそのような考え方を『近代化』路線なし『近代主義』的な見解として批判する」とあります」と語っています。このような理論は、北原理

主主義をふみにじらうとする独占資本との闘いをぬきにしては達成できない課題、つまり反独占・民主主義の課題である。

これを素直に読めば、これは部落差別のこす物的基礎があることになります。「戦前は、反封建・ブルジョア民主主義の課題であった」、「戦後は、反独占民主主義の課題であった」と杉之原氏は言われるのですから、つまり、戦前の部落解放の敵は、半封建であり、戦後は、独占資本だと語られるのですから、どちらにしても、部落差別を残し支える物質的基礎はあるわけです。半封建的な物質的基礎はなくなつたとしても、独占資本という物質的な基礎があるわけです。そしたら、現代日本の独占資本と反動権力を倒さなければ、部落は、解放されないという理論になつくると思うのですが、これは、完全に国民的融合論の破綻、とり繕いです。もう折衷主義といいますか、矛盾したことを平氣で言うことになります。

反封建・ブルジョア民主主義の課題であれば、直接的には社会主義とは関係ないので、資本主義のもとで、部落解放ができるという結論も正しいでしよう。しかし、独占資本が部落解放の敵であれば、社会主義の問題は避けられません。杉之原氏には「独占資本がなくとも資本主義は残るし、社会主義にはならない」という考え方方が根底にあ

論であつて、我々の理論と違うといいたげなんです。北原さんが生きていたら、北原さんと一度論争してみたいと思うわけなんですかねども。

それじゃ杉之原氏はどういう考え方なのか、見ていくことにしましょう。

まず馬原鉄男氏など「国民的融合論」の体系は、反封建・ブルジョア民主主義の課題は、敗戦によって決着がついた。従つて、部落差別を支える物的基礎はなくなつた。だから、解消の方向にあるんだという論理のたて方なんです。ところが、杉之原氏は曰く、「部落差別は、急速に解消の方向をたどつてきていた」と從来通りの主張をくりかえしておきながら、國で新しい主張を打ち出してしまいます。

(国) 現代日本の独占資本と反動権力は、階級支配と搾取・収奪を強化するための分裂支配政策をおしそすめるなかで、部落差別をはじめ残存するさまざまな差別を利用し、あるいはまた新たな差別を作りだしながら、基本的人権をふみにじり、民主主義を破壊する策動を強めてきている。部落差別が今日なお一掃されず、部落問題の早急な解決がさまたげられているのはこのためである。したがつて封建的身分差別からの解放というブルジョア民主主義の要求は、今日では、民

るようです。独占資本を打倒した後にも社会主義に向かわないといふのであれば、これは、独占資本のない十八世紀・十九世紀の資本主義を夢見ているわけです。しかし、これはレーニンが批判したカウツキー主義にほかなりません。

ただ、部落解放運動には幅広い層を結集しなければなりませんし、またできるのですから、それを社会主義にならなければ部落差別はなくならないと教条主義的に押しつけることは絶対にさけなければなりません。

本来、大衆運動としての部落解放運動は民主主義を追求する運動であり、それ自体社会主義をめざすものではありません。しかしこの運動の敵は独占資本であるという共通性において、独占資本を打倒し社会主義をめざす立場に立つものは、部落解放運動をいかに社会主義の側に導くかという視点は決して忘れてはならないことがらです。但し、これは大衆みずから体験を通して社会主義以外に真の部落解放はないという確信と信頼関係のなかで実現することであつて、日共や特定セクトがよくやるように、単に機関占領によって引きまわすことではありません。杉之原氏はじめ、国民的融合論者は「革命なくして解放なし」式のセクト主義のうらがえとして社会主義や革命の問題を正しく提起することを放棄してしまつてゐるようです。

5 国民的融合論批判と部落解放理論（補遺）

ただし、誤解と反論を避けるために、私の積極的な見解を申しておきたい。

私は、社会主义にならなければ、何もできない」と言った教条主義者でも、いわゆる「階級解消（一元化）論」者でもあります。資本主義の搾取や階級支配が存在するものにおいては部落差別をはじめ、あらゆる差別は、究極においては解消しないということを片時も忘れない立場にたちつゝ((注)なぜなら「差別」は「搾取」の觀念形態であり、その「道具（手段）」であるから。資本主義もまた搾取制度でありたゞかる不平等を生み出すものであるから)、反対の強力な国民運動を前進させるならば、資本主義の条件のもとにおいても一步一歩と差別解消への条件を築きあげていくことができる」、させなければならない((注)ちょうど、帝国主義が存在するもとでは戦争はなくならないが、全世界的な平和の力を結集するならば、戦争は防止することができるという論理と同じです)。しかし杉之原氏のように「封建的身分差別からの解放」という課題は、資本主義社会の枠の中でも実現させることができると社会主義と切離された理論とは私はちがひます。

三、部落解放同盟綱領改正案をめぐる議論にかかわって

議論にかかわつて

放の実質が充分にともなわなかつたにせよ、この解放令は部落の歴史の上では画期的なことであり、また部落の解放のための闘いは、この解放令を武器として、解放の具体化、実質化をめざして行われることになったのです。」
水平社の若きリーダー高橋眞樹氏の『特殊部落一千年史』(一八五〇~七ページ)にも次のように記されています。

穢多非人の制度は封建時代に於てのみ其の存在の理由を有する。徳川一門の擬制的階級制の下に於て百姓町人に對する政畧からして穢多非人を不當に賤視壓迫し、以って百姓町人を偽瞞したものである。然るに封建の制度崩壊して、士農工商の區別がなくなつたときに、法制上に於て穢多非人の制度を存續する必要はなくなつた。

日治終焉の革命は近代日本史に新時代を創したが部落民生活の深き契機に觸れたものであることは事實である。近代の社會が資本主義に進化するの法則は、獨り穢多非人の制をも其の儘にせず其の法制的存在の意義を失くした。明治四年の部落民解放は決して徹底的の改革ではない。けれども部落民はこれを出發點として近代生活に踏み出したのである。少くとも法律上に於ては在來の隸屬的非人格なものから自主的獨立的となり、また經濟的にも變動を來した。

次に同盟綱領に関わって議論になるのは、第一に明治の「解放令」の評価です。

「解放令」によって、エタ・非人の身分は、法制的に廢止されたとみるのかどうかです。

これについて『部落解放』一月号（第一〇七号）に次の
ような一文が展開されています。「私は、『解放令』を一
片の紙切れとしてみることにも反対であるが、これをもつ
て法制的に部落差別たる身分差別が廃止されたということ
は、あまりにも、よい評価を与えるすぎる」（十九ページ上
段）、つまり、法制的には解放されていないと主張されて
います。では、どうなれば、部落は解放されたことになる
のかといえば、「身分差別に対する敵対的な『法体系』の出
現をもって、はじめて『法制的』には解決されたとどうべ
きものである」（十九ページ下段）。

このようには「きり」と「法制上に於て、穢多非人の制度を存続する必要はない」た」と高橋氏も評価していきます。「法制」という概念の整理をしなくては、同じ言葉をつかっても違う意味で使っていることがあります。

かと、私は提起していがす。普通、「法律」も「法嗣」も同じ意味ではないかと私は思っていたのですが、「法嗣」というたら裁判所の判例をふくめ、幅広く使われるのだから、「法律的」と狭く言った方が、誤解をまねかないというのであれば、私は「法律的」といかえてもいいと思ひます。

それで「解放令」によって何もかも解放されたと、とつたら大間違いであって、それは「エタ・非人の身分からの解放」（エタ・非人解放令と言った方が正確）であつて、つまり、エタ・非人の身分から平民にされたのだけれど、差別からは解放されたわけではない。この「差別から解放されなかつた」という意味と「エタ・非人の身分から解放された」という意味とは、はつきり区別しておく必要があると思うのです。どうも「解放」と言う言葉のひびきが、現実の差別・圧迫を見るとき、抵抗を感じるわけです。それで、従来から「解放令」に対して、差別が残つたという事実をつきつけてきて「あんなものの解放令といえるか」と

いう見解があります。「むしろ、江戸時代の方が職業保障されてたやないか」「明治以後になつたら仕事も奪われたやないか、むしろあれは差別令やないか」という主張は昔からあります。

運動の戦術論としては、わからないことはないけれど、学問的にみれば、士・農・工・商・エタ・非人というあの身分は制度としては、明治の諸改革の中で廢止されておるわけです。あゝとも「一枚の紙切れ」が出たからといってすぐ翌日から差別がなくなるはずがない。しかし「私らは平民になつたはずなのに、平民扱いされなかつた。これをどうするんだ」というところにこそ闘いの根拠、解放運動の合法的な根拠ができるのであって、今なお、法制（法律）的にも解放されてないのであつたら、部落解放運動は、法的解放の運動も続けなければならないということになり、現在の運動には、一部「非合法の面」が残っているということになりはしないかと考えます。この点が一つひとつかかる点であります。

四、「身分」について その(一)

一特に明治二年の華族と

明治十七年の華族の質的変化について――

はおもしろいと思います。外戚の名をかりて宫廷をあやつった摂閥制の排除をも考慮したとも考えられます。これがまず華族の語源です。

深谷氏の一四七ページに、十年の後は華族・士族の差別のないほどにならなければならぬという主旨の、大久保利通が明治二年十月二十九日に宮内権大丞新納立夫にあてた手紙が引用されています。

今日之御政体門閥ヲ破り、草莽といへとも御登庸可相成御治定ニ候へ者は非共御旨趣相貫き、十年之後ハ華族・士族之差別なきほどに以多里不申候而者宇内各國ニ対し皇威を輝し候事ハ夢々出来申申」(一は筆者)また明治三年九月七日付の広沢真臣の意見や板垣退助が明治二年参議に任せられるやいち早く太政官に華族廃止の建議を提出したことなどが紹介されています。そして、「封建特權階級の華士族への要約は、彼らから封建的特質を廃除するための、過渡的方策であったことを知りうる」(一四八ページ)と深谷氏は述べておられます。

旧大名と京都の公卿を華族にして、武士は士族に残しました。すべて平民として一元化しなかつた点では、不徹底な改革だったと言えます。しかしながら、それは今の基準で考えた上のことであつて江戸時代、「武士」といつても上から下まで複雑多岐をきわめていたものをみんな一つの

次に、「身分」の理解について、特に、明治二年の華族と明治十七年の華族の質的変化について申し上げたい。部落問題と深く関わっている「身分」についての研究はまださだ不十分のように思ひます。「日本資本主義発達史」などの研究業績は沢山あります。が、「身分制」にかかる本は、私の勉強不足かもしれません。あまり見る限りません。ところで、何かないかと一生懸命さがしていながら、一九四一(昭和十六)年頃に出された本で、最近、吉川弘文館から復刻版が出た深谷博治という人の『華士族秩禄処分の研究』という本が見つかりました。戦前にこんな本が出ていたのかと感激しましたけれど、私の知りたいと思っていたことが裏付けられています。

それによりますと、明治二年(一八六九)の版籍奉還の時に、諸国大名と京都の公卿はこれを合併して華族にし、家老以下武士はみな士族に、農工商をすべて平民にしました。不公平が出てきて「卒」という身分を士族と平民の間に一時つくりましたが、明治五年には廃止されました。

華族という語源はどこから出でてきたかといふと、これは、公卿の中で一番田の家柄であった清華((注)三条、菊亭、徳大寺、西園寺など九家で構成)の別称=華族からとっています。一番田の摂家(近衛、九条、二条、一条、鷹司の五家で構成)ではなく、一番田の清華からとしたこと

「士族」にまとめるということは、当時としては、大変なことだつたと思う。これだけでも相当な革命的大改革だと思います。しかもこれを十年ぐらいたつたら、みんな廢止にしてしまおうと言つてゐる。私は、ここに、明治維新的革命的情熱を感じます。その後、明治九年の秩禄処分、十一年の西郷隆盛の反乱(西南の役)によって、封建勢力(反革命)はとどめをさされたわけです。このあたりから今まで自由民権運動が起つてくるわけです。自由民権運動は、明治十三年頃(一八八〇)から大きく盛り上がってきます。が、明治十四年の政変、大隈が明治政府からお出された事件を機に様相を一変します。明治十四年になると、この華族問題の議論がにわかにさかんになってきています。伊藤博文が華族令の問題を熱心に追求しはじめます。井上毅と伊藤博文との間に論争が起りまして、伊藤が井上を説得している様子が深谷氏の四三四ページからわざしく紹介されています。

伊藤は明治十五年、憲法調査の命をうけヨーロッパに行きましたが、調査項目の中に「貴族の制度特權の事」という一項があり、彼が爵位制定の決心をもつて帰つてくるわけです。そして明治十七年七月七日の華族令の発布となつて実現しがちです。

伊藤の考えは、自由民権運動を前にして国会はいづれ開

設しなければならない、しかし政府と議会との対立・紛争は十分予想される。政府自身の防壁を作つておく必要がある。華族社会に新人を加えて華族陣営を強化し守りとする。かくして、明治十七年（一八八四年）七月七日の華族令となるわけです。つまり、このことからわかるように、明治二年の華族は、ブルジョア革命によって封建制を打倒して、その封建制をなだめるための妥協的措置としてつくられた。ところが、明治十七年以後の華族は、自由民権運動に対抗するために国家権力を支える勢力をつくり上げるために、これが必要なんだという形で積極的に出てきています。それから、今までには「華族」ひとつだったのを公・侯・伯・子・男と五つの等級に分けて再編成し、「國家二勳功ノアル者」、即ち天皇制官僚や軍人そして成り上がりのブルジョアを華族の中にどんどん入れていきます。

ここにマルクスの言う「貴族のブルジョア化」「ブルジョアの貴族化」が行われていくことになります。レーニンが言っているように、資本主義の自由主義段階には民主主義が、独占段階には反動が生じる。つまり帝国主義的反動として、明治十四年の政変以後の明治政府があるわけですが、その反動化は、封建制へ戻すための反動ではなくて、資本主義の自由主義段階から、独占資本主義段階へ移る過程での反動、歴史の流れとしては前進ですけれども、政治

的には自由主義、民主主義の弾圧、後退であるわけです。以上、同じ華族でもその質的変化ということを十分注意することが必要です。

五、「身分について」その二

——封建身分と近代的身分の質的相違について——
帝国主義的反動と封建制の末期の政治形態である絶対主義とは形のうえでよく似ています。ここをどちらがえたのが「講座派」理論なのです。

彼らは明治三十年代の政治・経済を分析して、「明治維新がブルジョア革命であったなら、今頃はきっと民主主義になつてゐるはずだ。それがこんなに民主主義が弾圧されているということは、明治維新がブルジョア革命でなかつたからだ」と勝手に解釈し、明治政権を絶対主義だと思ってしまった。彼らには明治十四年の政変の意味がわからぬ。また、反動的なものはなんでも封建制や絶対主義のせいにした。従つて結果的に近代化や資本主義を美化することとなつた。これが日本の歴史研究者等に広く流布し部落解放論にも影響を与えてしまって、またこれが今日の日本共産党の誤りをもつくりてしまつたのです。その影響とあやまちについて次に見ていくことにします。

(1) 藤谷俊雄氏は、『部落問題の歴史的研究』という本の中で、「歴史社会における身分制に関する覚書」という論文を書いています。その最後の「六、近代社会と身分意識」に次のような記述があります。

「しかし明治維新以後における日本でも身分制は消滅しなかつた。その根本的な理由は封建的な土地所有が完全に撤廃されなかつたからで（以下略）。」（二四ページ）

封建的な土地所有が完全に撤廃されなかつたから身分制が消滅しなかつた、と藤谷氏は見ているわけですが、私は帝国主義的反動によつて残つたとみている。ここが、私と藤谷氏と違う点なのですが、続けて次のように書いています。

「それは地主制として広範に存続し、その上に天皇制國家権力が構成された。そのため封建的身分制は、天皇・貴族・官僚などの身分制として再編成された。」

つまり、封建的身分制が、天皇・貴族・官僚になつたといふわけです。「むすび」の項では、「身分制は、歴史的にみれば、近世封建社会においても、最も典型的に発達したが、けつして封建社会特有のものではない。それは、古代階級の成立以来、あらゆる社会段階に存在した。そしてそれはそれぞれの社会の基本的な階級対立の基礎の上に、支配階級によって形成された。それは階級支配のため

の手段であり、とくに近代以前の社会では、階級対立は身分の区分としてあらわれた。すなわち、階級対立の具体的な形態が身分の区分であったのである」。問題は、次の記述です。

「近代資本制社会の成立後は一般的にはブルジョア階級とプロレタリア階級との二大階級の対立によって、古い身分制は、一掃されたけれども、日本においては社会の経済的基礎における封建的生産関係の残存によって天皇制身分制として再編成せられ、そのことによって封建的身分觀念が広範に存続された。そして資本制生産の内包する所有の不平等は、その発展にかかわらず、日本社会の身分制および身分制意識も完全に精算することを不可能にしている。」（二四ページ）

藤谷氏は、「日本においては社会の経済的基礎における封建的生産関係の残存によって」としているが、私は、これを「明治維新以後の日本における帝国主義的反動によって」と書くべきだと思う。ここだけ変えたら、藤谷氏の文章は、そのまま引用させていいで正しい主張になると思う。

そこで、問題は、身分制というこの理解です。明治以後の華族・士族・平民といふのは、社会科学で言うところの身分なんかどうかと言うことです。封建的身分制とか封

建身分というのは、身分と職業（居住）がセットなのであります。

ところが、明治以降の華族・士族は身分と職業が完全に切り離されています。この点に注目してほしい。士族であつても華族であつても農耕をしたり商売をやつたりすることは許されていません。江戸時代の武士は「百姓はできません。商売もできません。職業選択、居住移転の自由がないわけです。明治以後は、居住と職業選択の自由が保障されます。つまり、身分と職業が切離されているわけです。これは、部落民も同じことであつて、エタ身分のものは、封建社会においては牛馬の処理などいかつかの仕事に限定されていた。居住もそうである。もちろん明治以後になっても部落民は実際上は、他に仕事がないから封建社会と同じような仕事をやってきたとしても、しかしそれは、その仕事を國家権力から強制されたわけではない。「事实上従事した」ということと「権力から強制されて従事した」ということは、別問題です。『經濟外的強制』と『經濟的強制』との区別と同じことです。

封建社会は『經濟外的強制』であるが、資本主義は、『經濟的強制』であり、それによって牛を殺したり、馬を殺したりすることがある。『經濟外的強制』でやられていたのではありません。

よつて行われた変革にすぎなかつたため」と解釈して、部落解放の課題は、「反封建・ブルジョア民主主義の課題」と結論される。杉之原氏には、明治以後の日本の資本主義が、とくに明治十四年以後の帝国主義的反動化へとすんでいく資本主義が見えていないし、その反動化していく資本主義のあとで部落差別が温存、利用され再編成されにく過程が理解できないのです。封建身分制と資本主義は入れなくて（従つて明治維新は士・農・工・商・エタ・非人の身分制を打破した）、身分的なもの、まして身分意識は、労働者階級の分断支配や権利意識の抑圧のためには、むしろ逆にこれを温存・利用していくということ。ましてその帝国主義的反動化のあとでは民族差別と結合して、拡大助長していくことがわからぬ。戦後になつてからあるいは今日になつて、ようやく部落解放は、反独占民主主義の課題になつたわけではないのです。

藤谷氏や杉之原氏など、すべて「國民融合論」者のあやまちば、その理論の前提として、日本資本主義觀における「講座派」的見解があり、封建社会での身分制と資本主義のあとでの身分制（厳密には身分的なもの又は族称、あるいは社会的身分）と区別せず、一方で、資本主義と身分制はあい入れないものとの教条にしがみつき、明治以後のわが国社会に身分制があるのは、資本主義ではなく、経済的土

事実部落民は、すべてではないけれど明治以後しだいに居住をはなれ、いろいろな職業分野に進出していきます。エタや非人は封建身分ですが、明治以後の部落民ははたして身分といつてよいのか、身分的といえば身分的だけれども、厳密な意味から言えば身分じゃない。少なくとも封建身分ではない。華族や士族も封建身分じやない。それは族称・家柄であつて、あえて言えば「近代的身分」です。現憲法の規定で言つない、「社会的身分又は門地」です。それを封建身分と同じように理解したところから理論の混迷が生まれたと思ひます。

(2) 杉之原氏が、『部落問題論究』第八号の中での論文で「(1)封建的身分差別からの解放」という課題は、本来的にはブルジョア民主主義の課題である。なぜなら、一般に身分制とか身分差別は、洋の東西を問わず前近代社会、とりわけ封建社会の属性であり、封建的な階級関係は身分(制)を不可欠にしているが、資本主義的な階級関係は身分(制)は身分(制)を不可欠なものとはしておらず、資本主義の成立・発展にとって、身分(制)はむしろ妨げになるからである」と正しい教条を示しながら、明治以後の身分を封建社会の身分と全く同じように理解して、封建身分が存在しているのは「日本の明治維新は、ブルジョア民主主義革命としては不徹底なものであり、封建権力との妥協に

台に封建制が生きているからだと解釈するところにあります。「講座派」的思考の諸氏には、資本主義は封建身分制は打破するが、身分的なもの、とくにその思想や風習とは両立しうるということ、いや積極的に利用さえしていくといふことが理解できないのです。

ただし、藤谷氏が前述論文で「法制的には差別はとりのぞかれていても、社会的経済的な差別は現実に存在しているのである。これは近代の資本制そのものが社会的不平等の上に成立し、また絶えず不平等を再生産しているからである。資本制のあとで再生産されている不平等は、けつして封建的身分制そのものではないのであるが、封建的身分意識は近代的不平等とむすびつき、それに支持されて存続されるのである」と実にばらばらしい見解を述べられ、前述の「身分制は消滅しなかつた。その根本的な理由は封建的な土地所有が完全に撤廃されなかつたからで」との文章と矛盾したことを書いていることを付記しておきねば。

(3) 最後にもう一つ紹介しますと、金沢誠・川北洋太郎・湯浅泰雄編『華族』（北洋社、一九七八年）という本を発見しました。これまた深谷氏と同じように私の知りたいことがみに書いてあるので、びっくりしました。次に少し引用します。

「華族は、近代天皇制完結過程で、偽装的に編み出され

た分だけ、絶対王政期のヨーロッパ貴族とは本質的に異なっている。もし同質を探れば、ナポレオン帝政下の叙勲貴族にでもあたるか」（二一五ページ）。これについては、絶対主義再生論を断じる歴史家はない。「ところが、日本の近代化に向かうと、同じ史家が、華族制と貴族院の成立をして、絶対主義天皇制の有力な手がかりを発見したように思いこむ。おかしな論法ではないか、歴史家たちは、疑いもなく、講座派理論によって頭を毒されているのである。頭を毒された結果、一面では日本の近代化を事実以下に過少評価し、反面では日本の華族を現実以上に過大評価してはばかりない。過大評価とは、いうまでもなく、日本の華族を西欧の貴族に擬す、あの粗末な類比論である。何が西欧の貴族であらう」と批判されています。

伊藤公（博文）は、明治十八年英國の貴族制にならって華族令を發布し、公侯伯子男の五爵を設けた。そして公家の方は柳原前光と東久世通禕とに命がくだつて、授爵の割りあてを定め、武家の方は伊達宗城ほか数人で、これを決定した。

そこで、摂家を公爵、清華を侯爵、平公家のうち従

一位権大納言を伯爵、その他の平公家を子爵、庶流（分家）を男爵と定め、岩倉は平公卿、三条（実美）は清華であるけれども、この二人は功勞によつて、とくに公爵を授けられた。

武家は將軍家が公爵、十万石以上の國守が侯爵、十万石以下が伯爵、五万石以下が子爵、附家老（將軍より國守に付けていた家老）および分家が男爵と決まり、島津の二家は功勞によつてとくに公爵を授けられた。明治の功臣はすべて伯爵以下であったが、彼らにはとくに伯爵に三万田、子爵に二万田、男爵に一万田の割で贈金の御沙汰があつた。

ただし、この華族令は形式外觀が豪くなつたまでで、生活の實際には何の効用もなかつた。わずかに貴族院議員となる特權を得たので、伯爵以下の互選議員は歳費をもつうことができるようになつたが、その他の者にはさうに有り難味がない。公卿華族などには旧臣といふものに碌な者もないのに、整理をしてくれるものもなく、名は華族であるけれども、生活状態は想像にもおよばぬほど困難している者が多い。九条とか二条とか皇室に密接の関係ある家は、邸宅は宮内省で造営するので、堂々たるものであるが、内部の生活は邸宅の美とは雲泥の相違だ。武家は領地が広いので、臣

万の財産を貯えているから、生活に困るようなことはないが、公家は千石以上の者は数えるほどしかない。平公家の最下級となると、三十石の知行であった。明治になってよくなりそうや、よくならなかつたのは公家であろう。

結 び

明治以後の「華族」制度や天皇制の問題を封建貴族や絶対王政と見たたた講座派の見解を一日も早く脱出して、日本資本主義の正しいところこそ、部落解放理論の科学的確立と、「融合論」批判の根本だと考へるしだいです。